

片町きらら広場等 使用規則

第1条（目的）

「片町きらら広場」及び広場の附属環境設備（以下「広場等」）は、中心市街地活性化を目的として国、県、市の補助金を受けた公的スペースであり、広場等の運営及び使用方法は整備目的に則したものとする。

第2条（使用内容）

広場等の使用内容は次の各号に掲げる事項とする。

- 一 中心市街地の賑わい創出及び情報発信に関する事項
 - 二 「片町きらら」の運営に際して必要な事項
 - 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項
- 2 広場等は、片町きらら管理規約等（管理規約と諸規定）及び公序良俗に反する事項に使用してはならない。

第3条（対象範囲等）

広場等は、「片町きらら」の全体共用一部とし、範囲は別紙のとおりとする。

第4条（管理者・運営者・使用者）

広場等の運営者は、片町きらら管理組合（以下「管理者」）と片町商店街振興組合が協働で行うこととし、運営に際する詳細は、管理者が別に定める。

- 2 管理者が行う内容は次の各号に掲げる事項とする。
- 一 第2条に掲げる広場等の使用に際する事務及び使用の承認
 - 二 広場等の使用者からの使用料の徴収
 - 三 通常の使用では生じない広場等の舗装、外壁、設備、その他物品が破損した場合の対応
 - 四 その他広場等の運営に際して必要な事項
- 3 広場等の使用は、管理者の承認を得た者とする。

第5条（使用料）

前条第2項に記載する使用料は、管理者が徴収することとし、その費用は広場等の維持管理、補修又は環境改善等に充当する。なお、使用料の額及び支払方法等の詳細については、管理者が別に定める。

第6条（使用申込）

関係者から広場等の使用申込があった場合は、管理者が申込内容を踏まえて、承認を行う。

- 2 広場等の使用を希望する個人又は団体は、催事を委託する業者が催事業者登録団体である場合、前項に掲げる手続きを簡略化することができる。催事業者登録団体については管理者が別に定める。

第7条（使用時間）

広場等の使用時間は、午前10時から午後10時までを基本とし、近隣や周辺交通への影響
その他特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、使用に際する準備及び片付け等の時間
については、管理者が別に定める。

第8条（行為の制限）

広場等においては、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- 一 公序良俗に反する行為又は反するおそれがある行為
- 二 広場等を損傷又は汚損する行為
- 三 片町きららの施設又は附属設備等を損傷するおそれがある行為
- 四 使用内容又は音などで片町きららの所有者又は入居者への配慮を著しく欠くような行為
- 五 広場等の原状回復が不可能となる行為又はおそれのある行為
- 六 無断で第三者に利用させる行為
- 七 利用目的を逸脱する行為

第9条（損害賠償等）

広場等の使用に際して、損害が生じた場合は使用者が責任をもって損害賠償等を行う。

第10条（その他）

この規則に定めのない事項は、管理者と運営者が協議を行い定めることとする。